

申告に必要な持ち物

対象	必要書類など
申告者全員	マイナンバーカードまたは通知カード（通知カードの場合、運転免許証などの身分証明書も必要）、振込先口座がわかるもの（所得税申告者本人名義）
所得に関するもの	給与・年金所得者 源泉徴収票（原本または写し） 事業（営業・農業）・不動産所得者 収支内訳書、帳簿など
控除に関するもの	社会保険料控除 国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、その他保険料の支払金額が分かる書類 生命保険料控除 生命保険料控除証明書 地震保険料控除 地震保険料控除証明書 医療費控除 医療費控除の明細書 寄附金控除 寄附金受領証明書

所得税の確定申告会場

東松山税務署 ☎22-0990

期間	申告会場	対象の方
2月8日以前	東松山税務署	還付申告の方
2月9日～3月15日	東松山市民文化センター（東松山市六軒町5番地2）	全ての方

※確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁 LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。



国税庁LINE

※マイナンバーカードをお持ちの方は、必ずご持参ください。

※16時前であっても相談受付を終了する場合があります。

※2月9日（水）～3月15日（火）は、東松山税務署では申告相談を行っていません。

※東松山市民文化センター内に、作成済申告書の提出コーナーはありません。

次の場合は町では受付できません。該当する場合、東松山市民文化センターにて申告をお願いします。

- ①事業・不動産所得があるが、収支内訳書を作成していない場合
- ②土地建物・株式等の譲渡、配当、暗号資産やFX取引がある場合
- ③住宅ローン控除を初めて受ける場合、連帯債務がある場合
- ④過年分の申告、青色申告、雑損控除がある場合
- ⑤その他、申告内容が困難である場合

町民税・市民税の申告会場

税務課 ☎62-2153

◆申告会場 役場町民ホール

◆受付時間 8時40分～12時、13時～15時（土日、祝日を除く）
※受付時間が変更となっておりますのでご注意ください。

日程	対象地区
2月16日（水）～18日（金）、21日（月）	菅谷
22日（火）	鎌形
24日（木）	遠山・千手堂
25日（金）	大蔵・根岸・將軍沢
28日（月）	平澤
3月1日（火）	むさし台
2日（水）、3日（木）	川島
4日（金）、7日（月）、8日（火）	志賀
9日（水）	古里
10日（木）	吉田
11日（金）	越畑・勝田
14日（月）	広野
15日（火）	杉山・太郎丸

※対象地区以外の方も受付できます。

※一部の所得税の確定申告（作成が容易なもの）は、役場での受付も可能です。

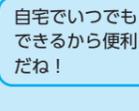
確定申告は自宅で簡単・便利なネット申告がオススメ！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード対応のスマホまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。



国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」はこちらからアクセスできます！



自宅でいつでもできるから便利だね！

▼確定申告などに関するお問合せ
国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

▼e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)
【受付】月曜～金曜（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます）

ネットや郵送が便利
3/15
までに

所得税の確定申告 町民税・県民税の申告

税務課 ☎62-2153

確定申告の受付が2月16日（水）から始まります。申告会場は毎年期間中、大変混み合いますので、『インターネットでの申告（所得税）』や『郵送による申告（町民税・県民税）』をぜひご利用ください。昨年申告した方へ「町民税・県民税申告書」を2月上旬ごろに郵送します。同封の資料などを参考に作成し、郵送での提出にご協力ください。作成が難しい方はお気軽に申告会場へお越しください。

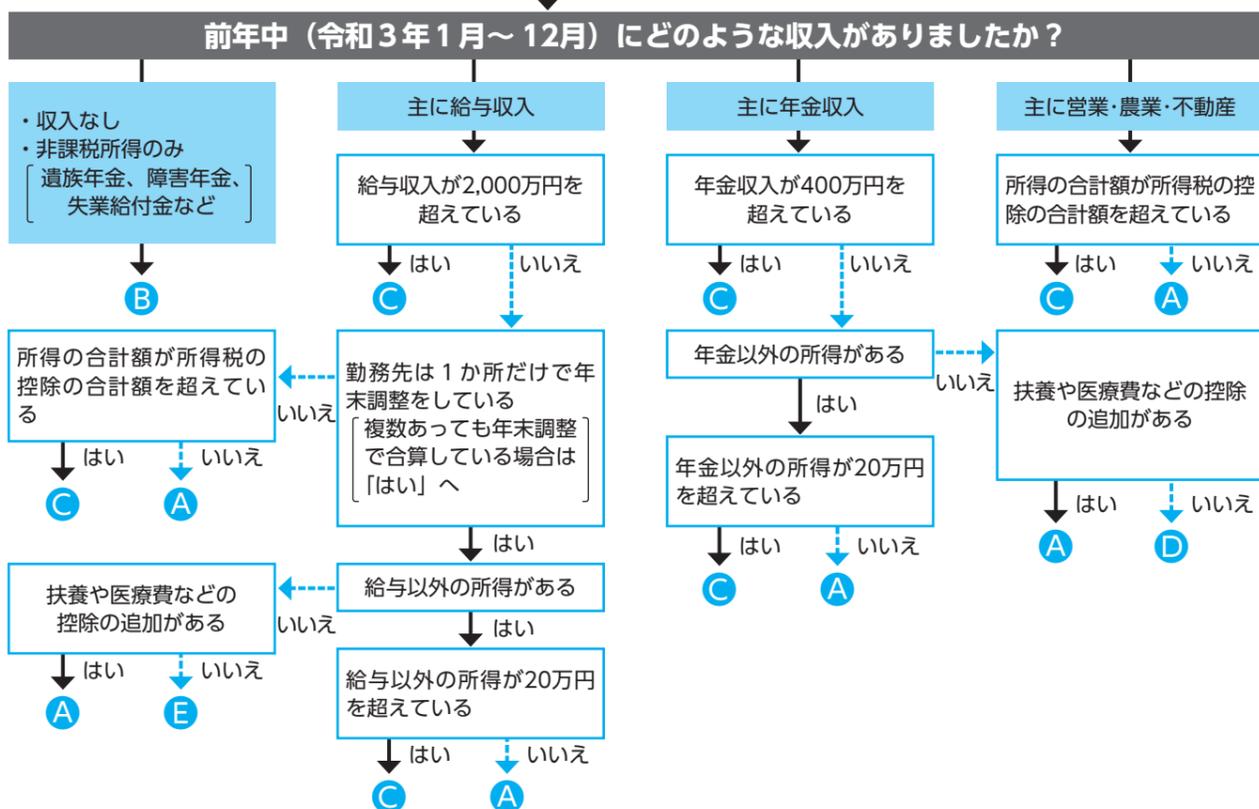
申告は必要？

チャートを参考に確認してください。

スタート

令和4年1月1日現在、嵐山町に住んでいますか？

嵐山町に申告する必要はありません。令和4年1月1日に住所があった市区町村へ相談してください。



判定結果

フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は税務課へお問い合わせください。

A	町民税・県民税の申告が必要です。（所得税が源泉徴収されていて、申告によって所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。）
B	町民税・県民税の申告が必要です。（嵐山町に住んでいる人の税法上の扶養になっている人は申告不要です。）
C	所得税の確定申告が必要です。（確定申告をした場合は、町民税・県民税の申告が必要ありません。）
D	所得税の確定申告や、町民税・県民税の申告は、必要ありません。
E	勤務先から嵐山町に「給与支払報告書」が提出されている場合は、所得税の確定申告や町民税・県民税の申告は、必要ありません。（提出されているか不明な場合は、勤務先で確認してください。）